

シーリアお台場三番街防災会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会はシーリアお台場三番街防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会は、シーリアお台場三番街4号棟、及び5号棟を区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(目的)

第4条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業及び防災計画)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行うと共に防災計画を作成する。

- (1) 防災、防火に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導 等の応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄にすること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 役員

(役員の種類別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 幹事は、会長の命を受けて会務を担当し、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条5項の規定により監事から請求があった時に開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 防災計画の作成及び改正に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。

ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、町会等補助金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第23条 本会の会費は、0円とする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1) 設立年度は設立日を開始日とする

第6章 雑則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

1. この規約は、平成27年11月1日から施行する。
2. 第12条2項の定期総会開催月及び第24条の会計年度を平成28年5月15日の定期総会に於いて改訂。

以上